

令和7年9月中土佐町議会定例会（通常会議）会議録（第4号）

| | |
|--------------------------------|---|
| 招 集 年 月 日 | 令和 7年 9月12日 |
| 招 集 の 場 所 | 中土佐町議会議場 |
| 開 会 | 令和 7年 9月12日 午前10時00分宣告 |
| 開 議 | 令和 7年 9月12日 午前10時00分 |
| 出 席 議 員 | 1 番 窪田 和教 2 番 岡 伊三男 3 番 下元 良之 4 番 福永 守恭 5 番 金子 裕之 6 番 濱田 和昭 7 番 下元 道夫 8 番 山本 建生 9 番 中野 大地 10 番 佐竹 敏彦 11 番 高橋 雄造 12 番 中城 重則 |
| 欠 席 議 員 | な し |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町 長 池田 洋光 副 町 長 竹崎 秀樹 教 育 長 岡村 光幸 教 育 次 長 津野 誠 総 務 課 長 山崎 正明 地 域 振 興 課 長 高橋 佳代 まちづくり課長 江崎 太市 建 設 課 長 小松 賢介 農 林 水 産 課 長 黒岩 陽介 健 康 福 祉 課 長 辻本加生里 町 民 環 境 課 長 下元 満 会 計 管 理 者 竹邑 千佐 税 務 課 長 市川 文啓 |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議 会 事 務 局 長 下元 史温 書 記 小松 舞 |
| 町長提出議案の題目 | 別紙のとおり |
| 議員提出議案の題目 | な し |
| 委員会提出議案の題目 | な し |
| 議 事 日 程 | 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。 |
| 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 | 議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 7 番 下元 道夫 議員 8 番 山本 建生 議員 |

令和7年9月中土佐町議会定例会（通常会議）議事日程〔第4号〕

令和7年9月12日（金）午前10時開議

| | | |
|-------|----------------------|---|
| 日程第1 | 議案第46号 | 中土佐町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第2 | 議案第47号 | 中土佐町監査委員条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第3 | 議案第48号 | 中土佐町人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第49号 | 令和7年度中土佐町一般会計補正予算（第4号）について |
| 日程第5 | 議案第50号 | 令和7年度中土佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第6 | 議案第51号 | 令和7年度中土佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第7 | 議案第52号 | 令和7年度中土佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第8 | 議案第53号 | 令和7年度中土佐町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について |
| 日程第9 | 議案第54号 | 中土佐町学童保育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 認定第1号 | 令和6年度中土佐町各会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第2号 | 令和6年度中土佐町簡易水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第3号 | 令和6年度中土佐町農業集落排水事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第13 | 陳情第1号 | 消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書採択を求める陳情 |
| 日程第14 | 陳情第2号 | 「国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書」採択を求める陳情 |
| 日程第15 | 議員派遣の件 | |
| 日程第16 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 | |

令和7年9月中土佐町議会定例会（通常会議）の経過（第4日目）

令和7年9月12日（午前10時開議）

議長（中城重則議長）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議長（中城重則議長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議長（中城重則議長）

会議に先立ちまして、山本建生議員から9月9日の発言について、会議規則第64条の規定により、取り消したいとの申出がありました。

取消し理由の説明を求めます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

山本議員。

8番（山本建生議員）

おはようございます。

9月9日の道の駅に関する私の発言の取消しについて、議会の許可をお願いするものでございます。

取消しをお願いしますのは、道の駅に関して聞いた話として、職員がいじめなんかで辞める、監査が十分にできていないといった旨の発言が、会議規則第102条に関係すると思われ、適切な発言ではなかったので、取消しをお願いします。

議長（中城重則議長）

お諮りします。

申出のとおり、発言取消しを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

異議なしと認めます。

したがって、山本建生議員からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

山本建生議員から申出のあった発言の取消しにつきましては、後刻、記録を調査の上で議長において措置をいたします。今後、議会での発言には十分注意を願います。

議長（中城重則議長）

日程第1、議案第46号、中土佐町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(中城重則議長)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長(中城重則議長)

これより討論に入ります。

まず、反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(中城重則議長)

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(中城重則議長)

賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議長(中城重則議長)

これから議案第46号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議長(中城重則議長)

起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決をされました。

議長(中城重則議長)

日程第2、議案第47号、中土佐町監査委員条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

佐竹議員。

10番（佐竹敏彦議員）

中身を問うものではありませんが、この提出議案の表題について質問させていただきます。

提出議案、中土佐町監査委員条例等の一部を改正する条例ということになっていますが、この中身を見ていましたら、1条、2条になっていますけれども、最初、監査委員条例を見ていたら、この第1条だけのということになっています。第2条は全く別の内容なので、これ分けて提出したほうがよかったのではないかということを思いましたので、これ、どうしてこういうふうにしたのかお伺いをいたします。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

総務課長。

総務課長（山崎正明課長）

お答えいたします。

今回につきましては、それぞれの条例につきまして、引用規定の条ずれを整理するのみのものだったために、一括した提案にさせていただいております。

ただ、今後それぞれ分けたほうが良いということであれば、これについてはそういうふうにもできると思いますが、あくまで引用規定の条ずれを整理するというので一括提案をさせていただいたものとなっております。

以上です。

10番（佐竹敏彦議員）

分かりました。終わります。

議長（中城重則議長）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

これで質疑を終わります。

議長（中城重則議長）

これより討論に入ります。

まず、反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (中城重則議長)

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (中城重則議長)

賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議長 (中城重則議長)

これから議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議長 (中城重則議長)

起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決をされました。

議長 (中城重則議長)

日程第3、議案第48号、中土佐町人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「議長」と挙手する者あり)

議長 (中城重則議長)

佐竹議員。

10番 (佐竹敏彦議員)

この改正条例ですが、最初どこが変わったのかということが分かりませんでした。よくよく見たら、旧と新のこの2階の和室の小のところのこの斜線、これをのけたという、ここだけなのか。特にこれで何か問題があるのかないのか、わざわざせんでもよかったんじゃないかなという気もするところなんです、のけた理由についてお伺いいたします。

(「議長」と挙手する者あり)

議長 (中城重則議長)

教育次長。

教育次長（津野誠次長）

お答えをさせていただきます。

人権啓発センター2階和室小のお部屋の空調機を設置したものの、条例上が空調のない部屋のままとなっておりましたので、現状と合わせた条例改正を行ったものでございます。使用料等の金額を変更するものではございません。

以上です。

10番（佐竹敏彦議員）

終わります。

議長（中城重則議長）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

これで質疑を終わります。

議長（中城重則議長）

これより討論に入ります。

まず、反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議長（中城重則議長）

これから議案第48号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議長（中城重則議長）

起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決をされました。

議長（中城重則議長）

日程第4、議案第49号、令和7年度中土佐町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

佐竹議員。

10番（佐竹敏彦議員）

3点お伺いいたします。

1点目ですが、ページ21、こどもセンター運営費で空調設備の工事費がありますが、当初予算で組んでもよかつたのではないかというふうに思うところですが、今の時期になぜでしょうか。理由を教えてください。

2点目ですが、ページ26、防災対策費の工事請負費、防災情報伝達システム整備工事ですが、どういう内容のものでしょうか。これも当初予算で組んでもいい内容ではないかなというふうに思うところですが、今の時期に組む理由を教えてください。

それから3点目ですが、ページ28、スポーツ文化センターですが、この駐車場整備となっていますが、これはどこの工事をするのか教えてください。

以上です。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

健康福祉課長。

健康福祉課長（辻本加生里課長）

まず、21ページ、こどもセンター運営費、工事請負費の空調機器整備工事220万でございます。これにつきましては、センター長室と事務室のエアコンが急遽この夏、壊れまして、突然の補正になったものです。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

総務課長。

総務課長（山崎正明課長）

26ページ、防災対策費の工事請負費、防災情報伝達システムの整備工事の内容についてでございますが、これにつきましてはJアラートの次期システムへの更新になっております。消防庁からの通達がございまして、令和8年度末までに完了させることが必須となっておりますので、この時期になりましたけれども、補正予算で対応させていただくようにしたいと考えていたところでございます。

以上です。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

教育次長。

教育次長（津野誠次長）

28ページ、スポーツ文化センター費の工事請負費についてお答えさせていただきます。

駐車場整備工事としまして、現在スポーツ文化センターの駐車場内の区画線が消えている状態ですとか、車止めブロックが破損しているというような状況がございまして、駐車場内の整備を行うものです。

以上です。

10番（佐竹敏彦議員）

終わります。

議長（中城重則議長）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

これで質疑を終わります。

議長（中城重則議長）

これより討論に入ります。

まず、反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (中城重則議長)

賛成討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

議長 (中城重則議長)

これから議案第49号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議長 (中城重則議長)

起立全員です。
したがって、議案第49号は原案のとおり可決をされました。

議長 (中城重則議長)

日程第5、議案第50号、令和7年度中土佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「議長」と挙手する者あり)

議長 (中城重則議長)

佐竹議員。

10番 (佐竹敏彦議員)

ページ8ページの国保システム改修委託料についてお伺いをいたします。これは一般会計補正予算のページ20ページの繰越金を充当しての改修ではないかと思うんですが、これ、当初予算でもできたんじゃないかと思うんですが、今の時期に行うというのはどういう理由からでしょうか、教えてください。

(「議長」と挙手する者あり)

議長 (中城重則議長)

町民環境課長。

町民環境課長 (下元満課長)

ページ8ページの一般管理費国保システム改修委託料についてご説明をします。
この委託料につきましては、令和6年6月12日に子ども・子育て支援法等の一部改正にする法律が公布をされまして、子ども・子育て支援金制度が創出されましたことに伴いまして、これ、後期高齢者医療のほうにも影響してくるんですが、国民保険制度において、それぞれの保険料に
※「国民健康保険制度」の誤り

子ども・子育て支援金分が新たに含まれることとなりまして、令和8年4月からの制度改正に伴う改修ということで、今、その改修費用のほうが明確に出たということで、今の段階での補正で対応するというようになっております。

以上です。

10番（佐竹敏彦議員）

終わります。

議長（中城重則議長）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

これで質疑を終わります。

議長（中城重則議長）

これより討論に入ります。

まず、反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議長（中城重則議長）

これから議案第50号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議長（中城重則議長）

起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長（中城重則議長）

日程第6、議案第51号、令和7年度中土佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長（中城重則議長）

これより討論に入ります。

まず、反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議長（中城重則議長）

これから議案第51号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議長（中城重則議長）

起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議長（中城重則議長）

日程第7、議案第52号、令和7年度中土佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（中城重則議長）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長（中城重則議長）

これより討論に入ります。

まず、反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（中城重則議長）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（中城重則議長）

賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議長（中城重則議長）

これから議案第52号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議長（中城重則議長）

起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決をされました。

議長（中城重則議長）

日程第8、議案第53号、令和7年度中土佐町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（中城重則議長）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長（中城重則議長）

これより討論に入ります。
まず、反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

反対討論なしと認めます。
次に、賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

賛成討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

議長（中城重則議長）

これから議案第53号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議長（中城重則議長）

起立全員です。
したがって、議案第53号は原案のとおり可決をされました。

議長（中城重則議長）

日程第9、議案第54号、中土佐町学童保育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提出者の提案理由を求めます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

町長。

町長（池田洋光町長）

それでは、追加議案であります議案第54号、中土佐町学童保育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてをご説明いたします。

この条例でございますけれども、来月から久礼地区の学童保育施設を久礼小学校敷地内に移すことに伴いまして、本条例に所要の改正を加えるものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（中城重則議長）

これで議案第54号の提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長（中城重則議長）

これより討論に入ります。

まず、反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議長（中城重則議長）

これから議案第54号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

議長（中城重則議長）

起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決をされました。

議長（中城重則議長）

日程第10、認定第1号、令和6年度中土佐町各会計歳入歳出の決算の認定ついてを議題とします。

本件について、本定例会において、予算決算常任委員会に付託をしておりましたが、委員長から、委員会審査報告書が提出されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

(「議長」と挙手する者あり)

議長（中城重則議長）

佐竹敏彦予算決算常任委員長。

予算決算常任委員長（佐竹敏彦委員長）

本定例会において付託を受けました認定第1号、令和6年度中土佐町各会計歳入歳出決算の認定については、9月8日、決算認定審査を実施いたしました。

審査の方法は、重点施策の概要及び決算書に基づき、担当課長及び職員から予算が適正に執行されているかどうかの観点からの説明を受け、その後、質疑を行いました。

審査終了後、審査した結果、認定すべきものと決定したので報告いたします。

※「審議」の誤り

議長（中城重則議長）

これで委員長の報告を終わります。

これから会議規則第43条の規定により、委員長報告に対する質疑を行うべきところではありますが、予算決算常任委員会は全議員が委員となっております。中土佐町議会の運営に関する基準第7章の第1節に規定では、議員は自己の所属する委員会の委員長報告については質疑をしないことになっています。

したがって、質疑は行わないことといたします。

議長（中城重則議長）

これより討論に入ります。

まず、反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（中城重則議長）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（中城重則議長）

賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議長（中城重則議長）

これから認定第1号を採決します。

認定第1号に対する委員長の報告は認定とするものです。

認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

議長（中城重則議長）

起立全員です。

したがって、認定第1号は認定をすることに決定をしました。

議長（中城重則議長）

日程第11、認定第2号、令和6年度中土佐町簡易水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定についてを議題とします。

本件について、本定例会において、予算決算常任委員会に付託をしておりましたが、委員長から、委員会審査報告書が提出されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

佐竹敏彦予算決算常任委員長。

予算決算常任委員長（佐竹敏彦委員長）

本定例会において付託を受けました認定第2号、令和6年度中土佐町簡易水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定については、9月8日、決算認定審査を実施いたしました。

審査の方法は、決算書に基づき、町民環境課長及び職員からの経営状況についての説明を受け、その後、質疑を行いました。

審査終了後、審議した結果、原案のとおり可決及び認定すべきものと決定したので、報告いたします。

議長（中城重則議長）

これで委員長の報告を終わります。

認定第1号で申しましたように、議員は自己の所属する委員会の委員長報告については質疑をしないことになっています。

したがって、質疑は行わないことといたします。

議長（中城重則議長）

これより討論に入ります。

まず、反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（中城重則議長）

賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議長（中城重則議長）

これから認定第2号を採決します。

認定第2号に対する委員長の報告は原案のとおり可決及び認定とするものです。

認定第2号は委員長の報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

議長（中城重則議長）

起立全員です。

したがって、認定第2号は原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

議長（中城重則議長）

日程第12、認定第3号、令和6年度中土佐町農業集落排水事業会計利益の処分及び決算の認定ついてを議題とします。

本件について、本定例会において、予算決算常任委員会に付託をしておりましたが、委員長から、委員会審査報告書が提出されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

(「議長」と挙手する者あり)

議長（中城重則議長）

佐竹敏彦予算決算常任委員長。

予算決算常任委員長（佐竹敏彦委員長）

本定例会において付託を受けました認定第3号、令和6年度中土佐町農業集落排水事業会計利益の処分及び決算の認定については、9月8日、決算認定審査を実施いたしました。

審査の方法は、決算書に基づき、町民環境課長及び職員から経営状況についての説明を受け、その後、質疑を行いました。

審査終了後、審議した結果、原案のとおり可決及び認定すべきものと決定したので報告いたします。

議長（中城重則議長）

これで委員長の報告を終わります。

認定第1号で申しましたように、議員は自己の所属する委員会の委員長報告については質疑をしないことになっています。

したがって、質疑は行わないことといたします。

議長（中城重則議長）

これより討論に入ります。
まず、反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

反対討論なしと認めます。
次に、賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

賛成討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

議長（中城重則議長）

これから認定第3号を採決します。
認定第3号に対する委員長の報告は原案のとおり可決及び認定とするものです。
認定第3号は委員長の報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

議長（中城重則議長）

起立全員です。
したがって、認定第3号は原案のとおり可決及び認定することに決定をしました。

議長（中城重則議長）

日程第13、陳情第1号、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書採択を求める陳情を議題とします。

本件については、6月定例会において、産業建設民生常任委員会に付託をしておりましたが、委員長から、委員会審査報告書が提出されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

下元良之産業建設民生常任委員長。

産業建設民生常任委員長（下元良之委員長）

それでは、陳情第1号、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書採択を求める陳情に

ついて、産業建設民生常任委員会の審査報告を行います。

陳情の趣旨は、食料品、お米、ガソリン、電気代など、厳しい物価高騰が続くことで窮地に追い込まれている住民生活の暮らしと営業を守るために、消費税を減税すること、そしてインボイス制度が導入されて、小規模事業者の経営を圧迫されているため、暮らしと営業を立て直すために制度を廃止すること、以上を国に強く求めてもらいたいとするものです。

委員会での審議内容は次のとおりです。

消費税は、社会保障を支える重要な財源とされています。少子高齢化が急速に進む中、年金や医療、介護に係る財源は今後ますます増加していきます。消費税は、景気動向に左右されにくく、安定した財源として位置づけられており、その減税は、社会保障の持続可能性を揺るがすものとなりかねません。また、消費税の一部は地方消費税として国から町に分配されており、様々な町の事業の財源となっています。消費税減税により、町が受け取る交付金が少なくなる可能性もあります。

次に、インボイス制度については、制度導入により事業者の事務負担が増加したことは事実と思います。しかし、インボイス制度は消費税の仕組みを透明化し、適正に課税還付を行うための制度です。これまで一部の免税事業者は、実質的に消費税分を受け取りながら国に納めていないという不公平な状況がありました。インボイス制度は、取引の公平性を担保し、税の公平負担を実現するためのもので、これを廃止すれば、不公平な取引が温存され、誠実に納税している事業者の理解を得られないと思われれます。

町民の生活や中小事業者への配慮は今後も必要であり、税制において改善すべき点はあるかもしれませぬ。そうは言っても、現時点で消費税減税やインボイス制度の廃止を求めることは、財政の不安定化と税の不公平の助長が懸念されます。

審議後の採決の結果、委員全員一致で、本陳情は不採択とするべきと決定いたしました。

慎重審議の上、適切なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（中城重則議長）

静かに願います。

これで委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長（中城重則議長）

これより討論に入ります。

まず、賛成討論ありませんか。提出された陳情についての賛成討論です。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

窪田議員。

1 番（窪田和教議員）

消費税は投網で絡め取るように、全ての国民が否応なしに払う税金です。消費税は、収入が低いほど収入に対する税率が大きくなる逆進性があります。低所得者に厳しい税制です。

消費税が導入されてこれまでに税収の累計は539兆円ですが、一方、大企業などが払う法人3税の減収分は317兆円。所得税住民税の減収分が294兆円ですので、消費税が福祉のためではなく、法人税減税等富裕層の所得税減税の穴埋めに使われてきたことの実態です。数字を見てもこれは明らかです。

日本は失われた30年と言われ、長い低迷から抜け出すことができないまいます。消費税の1%が3兆円程度、今物価が上がっているので3兆円以上だと思いますが、1年間の消費税額は30兆円にも上り、これが消費を冷え込ませる原因になっています。GDPに占める個人消費の割合は5割から6割、以前公共土木事業の件がGDPに影響しているかのような論がありましたが、それは間違いで、国土交通省の資料でも、先進国の中でも日本の公共土木事業の比は突出しています。

個人消費は、金額的に少なくともその人数が多いので、GDPに占める割合は50%以上になっています。消費税増税で消費が冷え込んでいる現状を変えるためには、消費税減税で経済、消費を活発にする必要があります。

法人税減税の穴埋めに消費税が使われている状況があると述べましたが、財務省が1日に発表した法人企業統計によると、資本金10億円以上の大企業の内部留保は561.4兆円と、前年度から22兆円余り増やして過去最高を更新しました。つまり、行き過ぎた法人税があるため、企業に行き場がないお金が内部留保に詰まっているわけです。

所得税は1億円の壁があり、所得が1億円超えるとその税率は下がります。

このことを見ても、消費税収入は法人減税や富裕層の所得税減少につながっていることは明らかです。所得は上がらないが物価は毎年大幅に値上げされている現状では、消費税減税は国民の切実な要望になっています。

さきの参議院選では、政府の2万円の給付は経済対策にならないとの世論の反対を受け、一方、消費税減税を掲げた野党は躍進しました。国民世論は今、物価高対策として消費税を下げたいと、思いを託して野党に投じました。世論は消費税減税が多数を占めています。

ただ、野党は消費税減税あるいは廃止、期限を切つての減税、品目に限つての減税など、減税は一致していても主張に開きがあります。また、その財源についても、国債発行など様々です。

この陳情は、税率を何%にしてほしいという内容ではありません。国に対して消費税減税をしてくださいというような内容です。政府、国家に対して消費税減税を議論してくださいという内容で、参議院選で示された民意の実効性のあるもので、国民多数の意見を反映したものです。今後、国会でしかるべき議論を求めるものです。

町議会が社会保障の持続可能性を揺るがすなど、その論拠を示さずに言うことは、いかなるものかと思えます。この陳情は、財源に触れていません。当然です。減税による税収分は、各党の主張を聞き、歳入歳出を見極め、政府が決めることで、財源をこうした陳情に書くことは議論の幅を狭めることになり、してはいけないことだからです。

消費税減税で、町の受け取る交付金が少なくなる可能性と触れていますが、これも一面的な見方で組みすることはできません。地方消費税は、消費税額の78分の22、平たく言えば22%を地方消費税として県に配分するもので、県税になります。そのうちの2分の1が県、2分の1が市町村に配分されます。

6年度の町の決算では、地方消費税の収入額は1億5,300万、県からの地方交付税と出ています。県からの市町村への配分は、総務省によると、市町村で払った税のデータはない。だから、人口や法人数、従業員数のデータを基に案分するということになっています。総務省が言うように、市町村に払った消費税額のデータはありませんが、町に入る地方消費税交付金は、その町で払った消費税の11%程度。11%程度ですので、逆算すると中土佐町全体に払った消費税は、法人を含めて15億円程度と計算ができます。町民税は2億円程度ですし、固定資産税を含めた町税は5億円を切ります。私たちは自覚はしていませんが、町民税の7倍ほどの消費税を払っていることになります。

住民税非課税の世帯の人も、いや応なしに消費税を払います。もし、これが税率5%になれば、町全体でこれまで払っていた消費税分が7億円から8億円ぐらい町民の手元に残ることになり、消費が活発になり、町の経済が潤います。確かに、5%になれば地方消費税交付金が半分の7,500万程度になり、町の受け取る交付金が少なくなるでしょうが、町が支払う消費税も半分になります。中土佐町で一番消費税を払っているのは町でしょう。消費税減税で受け取る交付金額と支払う金額を比べれば、ここに書いていることは心配ありません。

もし、消費税減税の財源を先にしてきた大企業富裕層の税制優遇の是正で埋めさえすれば、その税収の33%は交付税として地方に還元されることになり、全く心配はありません。

今すごい勢いで富裕層が増えています。1億円以上の金融資産を持っている人は富裕層、5億円以上の金融資産を持っている人は超富裕層と言われているようですが、全国で、これは野村総合研究所の資料なんですけど、165万人に達しています。高知県の人口は住基で66万4,000人ですので、高知県の人口の倍以上、3倍とは言いませんがね、倍以上の人がいわゆる富裕層、超富裕層と言われる層です。この人たちに応分の負担を求めれば、財源は十分に確保できます。この財源については、また国会の論議に任すべきだと思います。

税収の心配もないし、役場が払ってきた消費税も大きく減ります。消費税減税で町が活気づくし、陳情書のあるように、景気が悪いときには、期限付付加価値税、日本で言う消費税ですが、を減税する国・地域は110に及びます。本町は、住民税非課税世帯、均等割世帯が7割を占めています。この人たちも消費税を払っています。消費税減税をすれば、約7億から8億円、5%の場合ですが、町にお金が残ります。そのお金で使えば経済も活発になりますし、消費税の支払いも少なくなるので、町は潤います。この町の交付金の減収については全く心配がないと言えると思います。

インボイスに関して、税の公平負担云々の記述がありますが、これがもしいわゆる益税のことを指していたなら、委員会の誤解ではないでしょうか。消費税の学習会ではありませんので、簡単に触れますが、いわゆる益税が生じて不公平だということで、憲法84条29条に違反するとの裁判が東京、大阪で起こされ、90年3月東京地裁、同年11月の大阪地裁で判決があり、益税に当たらないとの判断を示しています。財務省もこのような主張はしていないはずで、興味のある方は、地裁のホームページで確認ください。また、このことを解説するユーチューブ動画も見えます。

インボイスによる消費税納入者は全国で133万人で、税額は1,730億円です。ほとんど

が零細業者やフリーランスの人ですが、1人当たり年間13万円を新たに負担するようになりました。このインボイスを払っているフリーランスの人なんかは、年収200万円程度が大半です。仕事先との関係で消費税分ももらわずに自腹を切ることもあるようです。こうした弱い者いじめとも映るインボイス制度を廃止するのは当然です。

以上、賛成討論といたします。

議長（中城重則議長）

次に、反対討論はありませんか。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

高橋議員。

11番（高橋雄造議員）

陳情第1号の消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書について、反対の討論をいたします。

意見書に沿いまして消費税の件から意見を申し述べます。

消費税減税につきましては、確かに国民の暮らしを楽にするという観点から見れば、明らかに少ないにこしたことはありません。生きるための衣食住その他に関し、圧迫感のあることは否めません。しかしながら、委員会で審議した結果の内容を見ますと、まさに正鵠を得た見解であるというふうに思います。消費税は、社会保障を支える重要な財源、我々が住む中土佐町という自治体も消費税の一部を受けて運用しております。言葉を変えて言えば、安定した恒久財源がなければ、より今より悪い状況が生起するかもしれないと思われまます。しかし、これは今の社会情勢を見ての考えであってですね。消費税による収額を補う財源、代替の財源が健全に確保できるような状態があれば、そのときはそのときで考えればいい、また考えなくてはいけないというふうに思います。

国においても、減税については各党それぞれの立場で今、議論を交わしているところです。ある政党は、不足する財源については国債を発行すればいい。また、ある政党は大企業、あるいは裕福な人から徴収すればいい、いろいろそのような状況の中で、消費税減税の意見書を提出するものはいかがかなというふうに思いまして、反対をするものです。

次に、インボイス制度の廃止についてですけれども、この件については、令和5年6月の定例会でも取り上げられました。そのときの陳情内容の趣旨は、新型コロナ感染の収束が見通せない中、さらには、原油、資材、物価高騰で事業活動が一層困難を深めている状況の中で、令和5年10月から実施されようとしているインボイス制度は、現在は消費税非課税でもある多くの中小零細事業者やフリーランスの方々の事業を逼迫させようとしている。国税庁は9月30日までの登録申請を呼びかけているが、制度についての周知が不十分でありながら、様々な困難事例を解消し、期限までの登録を進め、令和5年10月からのインボイス制度の実施困難であるということから、軽減税率制度の導入後3年以内を目途に、事業者の準備状況や取引の影響について検証し、必要な措置を講じる旨の規定に基づき、制度実施の中止、あるいは延期を求める意見書の提出を求めてきたものであります。

時の常任委員会は、陳情の趣旨を尊重しつつも、燃料物価高がとまらず、事業者を取り巻く状況が一層困難になりつつあるタイミングであること、また、いまだ制度に対し、失礼、1行飛ばしました。いまだ制度の周知が十分でないことから、広く制度の周知を図るためにも延期の対応を求めることが妥当であるとして、賛成多数で決定した経緯があります。

今回の趣旨は、インボイス制度が導入されて、小規模事業者の経営が圧迫されているため、暮らしと営業を立て直すために制度を廃止することを国に求めているものです。令和5年の時点で提出された意見書とはほとんど同じ内容で、違うのは、前は中止か延期であったのが、今回は廃止になっている点です。そもそもインボイス制度は、売手側と買手側が本来の課税額を正しく取り扱うための制度です。2019年10月に、軽減税率が導入されて、消費税に8%と10%が混在するようになって以来、品目に複数税率が存在する取引では、正確な課税額は把握することができない。この曖昧さを利用して、消費税減税で不正が行われたり、経理事務を複雑化したりといった問題もありました。インボイス制度導入後は、インボイス、要は適格請求書ですが、これによって、税率ごとの消費税記載額が義務化されたために、正しい消費税額が把握でき、現行の複数税率に対し、いい制度であるというふうに考えます。

産業建設常任委員会では、税の公正負担を実現するところで、これを廃止すれば、不公平な取引が温存され、※「産業建設民生常任委員会」の誤り誠実に納税している事業者の理解は得られない。町民の生活や中小事業者への配慮は今後も必要で、税制について改善する余地はあるものの、インボイス制度廃止を求めることは、財政の不安定化と税の不公平の助長が懸念されると結論づけられました。

以上の理由等により、本陳情第1号については反対の立場を取らせていただきます。

終わります。

議長（中城重則議長）

続いて、賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

続いて、反対討論はありませんか。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

中野議員。

9番（中野大地議員）

ただいま議題となっております消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書採択を求める陳情につきましては、私は反対の立場から討論を行います。

まず、消費税やインボイス制度が、町民や中小事業者にとって負担となっていることは十分に理解しております。生活の厳しさや小規模事業者の声に耳を傾けることは、町議会として重要でありますし、その点については、陳情の趣旨に一定の理解を示すものであります。

しかし、消費税は社会福祉を支える安定財源であり、減税は、国・地方の財政に大きな影響を

与えます。また、インボイス制度は公平な課税を確保するための仕組みであり、廃止を求めることは、制度の根幹を否定するものです。制度の改善や支援策の充実を国に要望するというのであれば理解いたしますが、制度そのものの廃止を求めることは行き過ぎであると考えます。

以上の理由から、私は本陳情については不採択とするべきであると判断し、反対の討論いたします。

議長（中城重則議長）

続いて、賛成討論はありませんか。陳情に賛成です。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

ありませんね。

続いて、反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

これで討論を終わります。

議長（中城重則議長）

これから陳情第1号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

この陳情を採択とすることに賛成の方は起立願います。

議長（中城重則議長）

起立少数です。

したがって、陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

議長（中城重則議長）

日程第14、陳情第2号、国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書の採択を求める陳情を議題とします。

本件については、6月定例会において、産業建設民生常任委員会に付託をしておりましたが、委員長から委員会審査報告書が提出されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

産業建設民生常任委員長、下元良之議員。

産業建設民生常任委員長（下元良之委員長）

陳情第2号、国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書採択を求める陳情について、産業建設民生常任委員会の審査報告を行います。

陳情の趣旨は、現行の国民健康保険制度における保険料が、被保険者にとっては負担能力を超えた水準となっていることに加え、今後保険料が統一化されることによって、一層の負担増が見込まれる、こうした現状を踏まえ、被保険者の負担軽減のために、国に対して国庫負担率を増額する意見書を提出してもらいたいというものです。

委員会での審議内容は次のとおりです。

国民健康保険制度は、被保険者の相互扶助を基本とする社会保険制度です。確かに、国保料の負担は低所得者を中心に重くのしかかっており、加入者の生活を圧迫している実態もあります。しかし、国の財政状況は依然として厳しく、社会保障費全体が膨張する中で、国保だけに追加的な財源投入を求めれば、ほかの社会保障制度とのバランスを欠き、将来世代への負担を増大させる懸念があります。

また、国保制度における保険料水準は、加入者数や医療費水準など、地域ごとの実情を反映して決まるものであり、一律に国庫負担を増やして軽減するものではなく、まずは、医療費の適正化や予防医療の推進、収納率の向上といった構造的な改善努力が優先されるべきではないかと思えます。負担の軽減策としては、低所得者へのきめ細かな減免制度の充実や、都道府県単位化による財政安定化をさらに推進することが現実的な対応であると考えます。

国庫負担増額による保険料軽減は、一見すると、加入者にとって魅力的に映りますが、その財源は全て国民の税金であり、結果的に国保加入者以外の国民にまで新たな負担を求めることとなります。公平性の観点からも、安易に国庫負担増を求めることは適切ではないと考えます。

以上、審議後の採決の結果、委員全員一致で、本陳情は不採択とすべきものと決定いたしました。

慎重審議の上、適切なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（中城重則議長）

これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長（中城重則議長）

これより討論に入ります。

まず、賛成討論はありませんか。陳情に対しての賛成です。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

窪田議員。

1 番（窪田和教議員）

委員会報告では、国保の成り立ちや被保険者、被用者保険との違いについて納得できない部分がありますので、2段階に分けて討論をします。

まず、国保と他の被用者保険との相違点になります。

国保の特徴の第1は、高齢者やフリーターなど低所得者の加入割合が多い上に高齢者が多いため、医療費が他の保険よりも高くなる構造的な要素があります。

第2の特徴として、協会健保や健保組合、共済組合などは、事業主負担が5割あり、保険料労使折半などに比べ、国保は全額加入者が負担するので、保険料保険税は高くなる仕組みがあります。

3つ目に、均等割があることです。他の保険では、子供が生まれても保険料が高くなることはありませんが、国保だけ子供が生まれる、家族が増えると均等割が生じて、保険料が高くなっています。悪名高い人頭税に似たもんだと指摘もありますし、少子化対策に逆行する制度です。

こうした国保の特別な仕組みから、必然的に保険料が高くなる構造的なものがあります。そのため、国保は成り立ちから国庫負担なしでは運営できない、国庫負担を前提とした制度と言えます。

陳情書にあるように、1984年から段階的に国庫負担が減少したことから、本町をはじめ多くの自治体は、国からの法定内繰入れでだけでは不足法定外繰入れを行い、保険料を納めています。本町は、法定外繰入れで大まか1世帯1万円程度の国保料の引下げを行ってきました。今は法定内繰入れに変わり、一般会計から国保会計に基金を積む支出を行っています。法定外繰入れも、それに代わる基金増設に一般会計から出していることは、本議会も全員一致で賛成、承認してきました。このことで町民から国保だけ優遇しているとの批判は一度も受けていません。

逆に、国保料が高くて何とかしてほしいとの声は多く聞きます。国保料が高いための勤労意欲も失われるという話まで聞いております。未就学児の均等割の補助を知事会や団体の要望で取り入れ、不十分ながら国庫負担をしています。就学前までの均等割の半額は、国2分の1、県・市町村がそれぞれ4分の1を出していますが、この町の支出分については、本議会を全員で賛成しています。それによって、6年度は17世帯23人が補助対象になり、国保家庭を支援しています。このことに対して、他の保険とバランスを欠くという批判などは出ていません。公平性とは、弱いところに手を差し伸べてこそ公平が保たれます。

以上は前段部分ですが、後半部分に移ります。

異常な物価高が家計を直撃する下で、高過ぎる国保税が深刻な問題となっています。国保の加入者は年金収入だけで暮らす高齢者が45%、また、非正規雇用の人が33%となっているように、被用者保険と比べ1人当たりの所得が2分の1から3分の1という層が加入する保険です。一方、高齢者がおるために1人当たりの医療費は2倍、専業主婦と子供2人、年収500万円のモデル世帯の保険料は、国保が39万7,000円に対して協会健保は20万8,000円、これは22年の衆議院厚労委員会調査室の計算になっています。低い所得の加入者が大きな医療給付をするという構造的な問題を抱え、世帯の人数が増えれば保険料負担が大きくなるという均等割という被用者保険にはない仕組みが導入されています。

その結果、所得は極めて低いのに所得に対する保険料負担は、協会健保の1.4倍、健保組合の1.8倍となっています。高過ぎる国保税は暮らしを圧迫し、滞納世帯は195万世帯、11.4%、これは22年6月現在ですが、にも及び、保険証がないなど、病気でも医療機関にかかれず、手後れになる事例も報告されています。

全日本民主医療機関連合会は、無保険や保険があっても経済的な理由から受診が遅れて死亡する事例が、2024年に民医連の全国692事業所で48件あったとする調査結果を発表しています。全国には病院診療所は11万件ですので、48件は氷山の一角です。高過ぎる国保税の改善は、命と暮らしに関わる重大な問題と言わざるを得ません。

国保の運営に関し、国保の運営に都道府県が参加する県単位化に当たり、全国知事会との議論の過程で、国保の水準を協会健保並みに引き上げるために必要な公費として、1兆円の財源支出の拡充が必要という意見が出されています。

この陳情書は、全国知事会や市町村会の要望に沿った意見書です。そして、県単位化のスタートも全国知事会、全国市町村会から、それぞれ県単位化に合わせて国が約束した低所得者対策として3,400円億円の公費投入の確実な実施と併せて、さらなる投入が必要だと要望されています。知事会、市町村会なども、全て国費の投入をせよという意見を述べています。

そもそも国民健康保険がスタートした翌年の1960年当時の首相の諮問機関、社会保障制度審議会では、低所得者が多く保険料に事業主負担がない国民健康保険は、相当額を国庫で負担する必要があります、健康保険とのアンバランスは極力是正すべきという勧告を出しています。これが国民健康保険制度の本来の理念です。つまり、国保は国庫負担を前提として、他の健康保険とのバランスをとるのは当然としてのスタンスです。委員会報告では、他の社会保障とのバランスと言っていますが、述べたように、バランスを取るためには、さらなる国庫負担が必要で、そのことは全国知事会、市長会などでも繰り返し要求をしております。

特に、子供に係る均等割は子育て支援、少子化対策の逆行にほかならず、全国知事会からも繰り返し改善の要望が出され、2022年から未就学の子供の均等割の半額減免が始まっていますが、さらなる支援が必要です。全国の自治体の多くは18歳までの医療費無料化を実施し、子育て支援をしています。にもかかわらず、国保だけ子供に均等割という負担がかかります。本町の均等割は2万7,000円だったはずですが、子供が生まれると国保料が高くなるのでは少子化対策に逆行します。

本議会は2年余り少子化対策の議論を進め提言をするなど、少子化対策には力を入れています。18歳までの医療費無料化が行われていますが、それに合わせて、国費導入で18歳までの均等割減免制度をつくるのは当然必要です。国保法第1条は社会保障であり、国民保健の向上に寄与すると規定し、第4条で、国は運営が健全に行われるように努めなければならないと、国の責任の所在を明記しています。この4条について、1960年に出版された法制書編紹介国民健康保険では、これは、国民健康保険の社会保障体系に占める優れた地位を承認し、福祉国家である我が国の態度を明らかにしたものと書いています。戦前は、任意加入で国庫負担もないものでした。相互扶助から社会保障に飛躍したのが戦後の国保の出発点です。公的医療保険は国民に平等に医療を保障する仕組みであり、加入する保険によって負担や給付に大きな格差があることはそもそも制度の趣旨に反します。保険料負担の格差解消は社会の公平公正という点からも欠かせないものです。

よって、陳情は国庫負担を行い、他の被用者保険との均等な保険者の負担率とすること、ここには書かれていませんが18歳までの均等割への国庫負担の拡充を求める内容です。この2つは、

住民の命と暮らしを支えるとともに、行政挙げた取組の人口減少対策にとっても大いに意味のある内容です。

以上、賛成討論とします。

議長（中城重則議長）

続いて、反対討論はありませんか。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

高橋議員。

11番（高橋雄造議員）

国民健康保険制度における、被保険者の負担軽減のため、国に対し国庫負担率を増額する意見書の提出についてですけれども、反対の意見を述べます。

国民健康保険制度というのは、他の医療保険制度、これはもう被用者保険でありますとか、後期高齢者医療制度とかということですが、これに加入されていない方、全ての住民の方を対象とした医療保険制度です。

内容につきましては、ネット等でも調べられますけれども、難しい計算方法がたくさんありまして、私も少し勉強してから終えようかと思ったんですが、なかなか終え切れませんでした。改定のことを言うのは簡単ですが、ここではちょっと述べません。産業建設常任委員会の下した結果の内容に沿って、意見を述べさせていただきます。
※「産業建設民生常任委員会」の誤り

確かに、国民健康保険料の負担というのは、様々な形で加入者の生活を圧迫しているというのは事実で、私もそう感じております。国保だけではなくて、先ほど申しました後期高齢者、それから介護保険等の保険料のこともあって、大変な負担であるということについては変わりありません。ただ、今の国の財政から考えると、一方に肩入れすれば、他のほうに負の影響が出るというのは現状ではないでしょうか。

財務省は、つい最近の話ですけれども、国の令和8年度の一般会計予算の概算要求、これ総額ですけれども、122兆4、450億円になったと発表がありました。昨年度と比べると5兆円ほどの増額になっております。3年連続で過去最大ということ、120兆を超えるというのは初めてということだそうですけれども。長期金利が上昇して、借金である国債の償還とか、利払いに充てる国債費は急増中ということでもあります。

ただ、社会保障費も過去最大に膨らんでいると、そういった予算を組んでおるといいますね。このように、国の財政が厳しい面がありますが、バランスの取れた運用しなければ、将来世代に負の遺産を残す懸念さえ出てくるということのも事実でございます。

最大の課題は、必要な財源の確保は明確でないということでもって、今は医療制度の改革と、これには、産業建設常任委員会が見解を出しております。これをちょっと引用させていただきますけれども、加入者の者数、加入者数や医療費水準など、地域ごとの実情を反映して決まるものであって、一律に国庫負担を増やして軽減するものではない。まずは、医療費の適正化や予防医療の推進、収納率の向上といった構造的な改善努力が優先されるんじゃないかというところがあります。私もそのとおりだというふうに感じております。

負担の軽減策としましては、低所得者層へのきめ細かな減免制度の充実、これありますので、よくそういったところの説明なり対策対応を取るということはこれ、行政のほうとしても可能だと思います。それから都道府県単位によつての財政安定化をさらに推進をしていくと、これも町長以下の仕事だとは思いますが、そういったことが、現実的な対応であるというふうに言われております。

最後にさきに述べた国庫負担増での対応というのは、今後国民に対し負担をかぶせる結果を生じさせることが懸念されますけれども、そういったことからです。今の段階では国民健康保険の国庫負担の増額を求める意見書ということには、反対の意を表したいと思っております。

簡単ですが、終わります。

議長（中城重則議長）

続いて、賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

続いて、反対討論ありませんか。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

中野議員。

9番（中野大地議員）

ただいま議題となっております国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書採択を求める陳情につきまして、私は反対の立場から討論を行います。

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える重要な制度であり、被保険者の負担が大きくなっていることは十分に理解しております。町民の暮らしを守るため、国による財政支援の強化が望ましいという点については、陳情の趣旨に一定の理解を示すものであります。

しかしながら、国の財政は極めて厳しく、社会保障費全体の伸びをいかに抑制しつつ、持続可能な制度運営を実現するかが問われております。制度の持続可能性を損なわない範囲での改善や、国・県に対して運営の効率化や支援策の拡充を求めるということであれば理解いたしますが、国庫負担の増額を一方的に求めることは、財政規律を少ない将来世代への責任を果たせなくなる恐れがあります。

以上の理由から、私は本陳情については不採択とすべきであると判断し、反対の討論といたします。

議長（中城重則議長）

続いて、賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

続いて、反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

これで討論を終わります。

議長（中城重則議長）

これから陳情第2号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

この陳情を採択とすることに賛成の方は起立願います。

議長（中城重則議長）

起立少数です。

したがって、陳情第2号は不採択とすることに決定をしました。

議長（中城重則議長）

日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お手元に配付のとおり、議会活動として議員派遣をすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

異議なしと認めます。

したがって、議会活動として議員派遣をすることに決定しました。

なお、議員派遣に変更等がある場合は、議長に一任をさせていただきます。

議長（中城重則議長）

日程第16、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、お手元に配付をしました本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の調査とすることに決定をいたしました。

議長（中城重則議長）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

議長（中城重則議長）

本日はこれで散会をします。

（午前11時25分）